

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
鳥獣保護区の設定の一部改正(三〇一・自然保護課)	1
休猟区の指定の一部改正(三〇二・三〇三・自然保護課)	1
農業振興地域の指定の一部改正(三〇四・三〇五・農林政策課)	1
海岸保全区域の指定の一部改正(三〇六・河川砂防課)	2
土砂災害警戒区域の指定(三〇七・河川砂防課)	3

告 示

秋田県告示第三百一号

鳥獣保護区の設定(平成七年秋田県告示第七百八十一号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

表大柄鳥獣保護区の項中「峰浜村」を「山本郡八峰町」に改める。

秋田県告示第三百二号

休猟区の指定(平成十五年秋田県告示第八百九十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

表岩館休猟区の項中「八森町小入川」を「八峰町八森字小入川」に改め、表畑谷休猟区の項中「峰浜村畑谷」を「八峰町峰浜畑谷」に、「広域農道能代山本線との」を「同農道との」に改める。

秋田県告示第三百三号

休猟区の指定(平成十六年秋田県告示第八百五十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

表石川休猟区の項中「峰浜村石川」を「八峰町峰浜石川」に、「村道石川幹線一号線」を「町道石川幹線一号線」に、「同村道」を「同町道」に、「県道常盤峰浜線」を「同県道」に改める。

秋田県告示第三百四号

農業振興地域の指定(昭和四十七年秋田県告示第八十七号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

表峰浜農業振興地域の項を削る。

表以外の部分中「関係町村役場」を「南秋田郡八郎潟町役場」に改める。

秋田県告示第三百五号

農業振興地域の指定(昭和四十八年秋田県告示第七百二十一号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

表八森の項を次のように改める。

八 峰

山本郡八峰町のうち次の区域を除いた区域

国有林野

(二)(一) 八森町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班のうち

ち小班番号一から六十八まで、七十一から七十五まで、

九百及び九百一、第二林班のうち小班番号一から八十五

まで、八十七から百三十二まで、百三十四から百四十九

まで及び百六十九から九百三まで、第三林班のうち小班

番号一から四十三まで、五十一、八十一、八十二、九十

六から百四十二まで、百五十六から百五十八まで、百六

十二から百九十一まで、百九十四から二百五十九まで、

二百七十九から二百九十三まで、三百一から三百六まで

及び九百、第四林班のうち小班番号五から百九十七まで、二百三から二百七十まで及び九百から九百四まで、第五林班のうち小班番号十二、十三、十七から百六十四まで及び百六十九から百九十七まで、第六林班のうち小班番号一から百二十一まで、百二十四、百二十五、百二十七から百三十六まで、百三十九、百四十一から百五十一まで、百五十六、百六十一から二百七まで、九百から九百四まで、九百十及び九百十一、第七林班のうち小班番号四、五、八から十六まで、十九から二十三まで、二十五から三十三まで、三十五から六十七まで、七十一から七十八まで、八十六から百二十四まで及び百二十六から百四十五まで、第八林班のうち小班番号一から四まで、三十六から四十三まで、四十八から百一十一まで、百二十から百二十七まで、百三十七から百六十四まで、百六十八から三百まで、三百四から三百七まで及び九百一、第九林班のうち小班番号四、六、十、十一及び十九から百九まで、第十林班のうち小班番号一から三百二まで、三百五の、三百七から三百二十七まで、三百三十八から三百四十まで、三百四十五及び九百から九百三まで、第十一林班から第六十九林班まで、第七十林班のうち小班番号一から九まで、四十二から四十五まで、六十四から百五十三まで、百五十六から百六十三まで及び百六十八、第七十一林班のうち小班番号三十一、三十三から三十七まで、四十から四十三まで、四十五、四十六、四十八から五十二まで、五十九、七十八から八十二まで、八十四から九十八まで、百、百二から百四まで及び百六から九百まで、第七十二林班のうち小班番号十一から三十三まで、三十八から四十八まで、六十五、六十六、八十五、九十一から九十八まで、百から百四十一まで及び百六十二から百六十六まで、第七十三林班のうち小班番号一から三まで、七から三十三まで、七十四から七十六まで、七十九、八十九から九十二まで、百二十一、百二十三から百三十一まで、百三十四から百八十二まで、百八十五から百八十七まで、百八十九、百九十一、百九十六、百九十七、百九十九から二百三十四まで、二百三十六、二

	<p>百七十六から二百七十八まで、二百八十二、二百八十四から三百四まで、三百十八から三百二十七まで、三百三十四から三百三十六まで、三百四十一から三百四十四まで、三百五十三から三百五十五まで、三百六十一から三百六十三まで、三百六十六から三百七十一まで、四百一から四百四まで、九百一から九百六まで及び九百八から九百十まで、第七十四林班のうち小班番号一から四まで、十八、二十八から三十四まで、三十六から三十九まで、五十五、五十七から百八まで、百十五、百十九から百二十四まで、百二十六及び百二十七、第七十五林班、第七十六林班のうち小班番号一から二十三まで、二十五、八十二及び八十三並びに第七十七林班の民有林</p> <p>(三) 大字峰浜塙のうち字上小滝、字石滝ノ上、字大長根下及び字金子沢の区域</p> <p>(六)(五)(四) 大字峰浜石川のうち字里石及び字三階滝下の区域 大字峰浜水沢のうち字水沢山の区域</p> <p>大字峰浜目名瀧のうち字上台、字竹長根、字勝見沢、字雄山、字母谷ノ沢、字物見長根、字柳平、字根子平、字中台、字逆川、字クロヒラ、字天道及び字寺屋布の区域</p> <p>(七) 大字峰浜沼田のうち字塩釜、字ホナン山下、字下夕浜及び字川端の区域</p> <p>(九)(八) 大字峰浜高野々のうち字浜ノ谷地三番地の区域 大字峰浜田のうち字大土面十八番地から二十一番地まで及び二十三番地の区域</p>
--	--

秋田県告示第三百六号

海岸保全区域の指定(昭和五十四年秋田県告示第三百三十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日日から施行する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺田典城

表秋田県秋田沿岸峰浜海岸の項中「山本郡峰浜村目名瀧」を「山本郡八峰町峰浜目名瀧」に、「八森町界」を「八森海岸界」に改め、表秋田県秋田沿岸八森海岸子ゴキ地区海岸の項中「山本郡八森町岩館子ゴキ灯台」を「山本郡八峰町八森字岩館地内岩

館子「ゴキ灯台」に改め、表秋田県秋田沿岸八森海岸御所の台地区海岸の項中「山本郡八森町岩館木戸沢」を「山本郡八峰町八森字木戸の沢」に改める。

秋田県告示第三百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成十八年三月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大森野1号	大館市花岡町字大森野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
大森野2号	大館市花岡町字大森野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
大森野3号	大館市花岡町字大森野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
大森	大館市花岡町字大森野及び大森上岱（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
大森下	大館市花岡町字大森野及び大森下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
根井	大館市花岡町字根井下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
根井下	大館市花岡町字根井下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
本郷	大館市花岡町字鳥内及び鳥内下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
花岡	大館市花岡町字前田及び神山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

神山1号	大館市花岡町字神山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
神山2号	大館市花岡町字神山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
神山3号	大館市花岡町字神山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
片山	大館市片山町二丁目（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
片山1号	大館市片山町二丁目（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
片山2号	大館市片山町三丁目（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
片山3号	大館市片山町二丁目（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
片山4号	大館市片山町一丁目（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
松木1号	大館市松木字家後（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
松木2号	大館市松木字家後（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
松木	大館市松木字松木（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
家後沢	大館市松木字家後（次の図のとおり）	土石流
北平沢1号	男鹿市船川港南平沢字近江屋及び同市船川港増川字大宮（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
鵜ノ崎1号	男鹿市船川港女川字鵜ノ崎及び大坂台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
鵜ノ崎2号	男鹿市船川港台島字鵜ノ崎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
	男鹿市船川港榑字中山及び坂ノ上（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

中山5号	不動前	浜平	鵜ノ崎5号	鵜ノ崎4号	鵜ノ崎3号	小田	明王堂前2号	明王堂前1号	上ノ山	家ノ後	中山1号	中山2号
男鹿市船川港椿字中山及び同市船川港台島字不動前(次の図のとおり)	男鹿市船川港台島字不動前及び同市船川港椿字中山(次の図のとおり)	男鹿市船川港台島字浜平(次の図のとおり)	男鹿市船川港台島字鵜ノ崎及び野竹(次の図のとおり)	男鹿市船川港台島字鵜ノ崎及び野竹(次の図のとおり)	男鹿市船川港台島字鵜ノ崎及び同市船川港女川字鷺野(次の図のとおり)	男鹿市船川港増川字小田(次の図のとおり)	男鹿市船川港南平沢字明王堂前及び近江屋(次の図のとおり)	男鹿市船川港南平沢字明王堂前及び観音沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港金川字上ノ山及び姫ヶ沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港椿字家ノ後及び東(次の図のとおり)	男鹿市船川港椿字中山(次の図のとおり)	男鹿市船川港椿字中山(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

金川沢1	観音沢	増川沢4	増川沢3	増川沢2	増川沢1	小増川沢	大坂台沢	椿沢1	中山	打越	館山2号	中山4号
男鹿市船川港金川字姫ヶ沢及び上ノ山(次の図のとおり)	男鹿市船川港南平沢字近江屋及び観音沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港増川字大宮及び小泊(次の図のとおり)	男鹿市船川港増川字大宮及び小泊(次の図のとおり)	男鹿市船川港増川字小泊、小田及び惣屋布(次の図のとおり)	男鹿市船川港増川字惣屋布、小田及び宮ノ下(次の図のとおり)	男鹿市船川港増川字宮ノ下及び小増川(次の図のとおり)	男鹿市船川港女川字鵜ノ崎及び大坂台(次の図のとおり)	男鹿市船川港椿字家の後(次の図のとおり)	男鹿市船川港椿字中山(次の図のとおり)	男鹿市船川港双六字打越(次の図のとおり)	男鹿市船川港双六字館山(次の図のとおり)	男鹿市船川港椿字中山(次の図のとおり)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

向山2号	向山1号	愛宕	亀田町1号	亀田町	滝ノ沢2号	滝ノ沢1号	姫ヶ沢沢	近江屋沢	小田沢	中山沢	金川沢3
由利本荘市岩城赤平字向山(次の図のとおり)	由利本荘市岩城赤平字向山(次の図のとおり)	由利本荘市岩城亀田愛宕町字愛宕町(次の図のとおり)	由利本荘市岩城亀田愛宕町字愛宕町(次の図のとおり)	由利本荘市岩城亀田愛宕町字愛宕町(次の図のとおり)	由利本荘市滝ノ沢字滝ノ沢、新藤台及び大沢(次の図のとおり)	由利本荘市滝ノ沢字滝ノ沢及び新滝ノ沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港金川字金川、上ノ山及び姫ヶ沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港南平沢字近江屋及び同市船川港増川字大宮(次の図のとおり)	男鹿市船川港増川字惣屋布、小田、宮ノ下及び小増川(次の図のとおり)	男鹿市船川港台島字不動前及び同市船川港椿字中山(次の図のとおり)	の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

滝ノ沢2	滝ノ沢4	滝ノ沢3	四ツ矢	迹小屋	中谷地	猿倉	猿倉1号	猿倉2号	オノ神	鶴岡	田町
由利本荘市滝ノ沢字新滝ノ沢及び滝ノ沢(次の図のとおり)	由利本荘市滝ノ沢字新藤台及び大沢(次の図のとおり)	由利本荘市滝ノ沢字新藤台及び大沢(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町中直根字四ツ矢(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町下直根字迹小屋(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町オノ神字中谷地(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町猿倉字山根(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町猿倉字清水下(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町猿倉字宮ノ沢及び棚ノ木沢(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町オノ神字上谷地、前谷地及び力クチヒラ(次の図のとおり)	由利本荘市岩城亀田亀田町字鶴岡(次の図のとおり)	由利本荘市岩城亀田亀田町字田(次の図のとおり)
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

古城山	川端沢2	磯ノ沢川左支流	猿倉1	亀田町沢3	亀田町沢7	向山2	向山1	竜門寺裏沢	亀田町沢6	亀田町沢2	亀田町沢5	亀田町沢4
仙北市角館町細越町及び古城山(次の図の(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町中直根(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町中直根(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町猿倉(次の図のとおり)	由利本荘市岩城亀田最上町(次の図のとおり)	由利本荘市岩城亀田亀田町及び亀田大町(次の図のとおり)	由利本荘市岩城赤平(次の図のとおり)	由利本荘市岩城赤平(次の図のとおり)	由利本荘市岩城赤平(次の図のとおり)	由利本荘市岩城亀田亀田町(次の図のとおり)	由利本荘市岩城亀田亀田町(次の図のとおり)	由利本荘市岩城亀田亀田町及び岩城下蛇田(次の図のとおり)	由利本荘市岩城亀田亀田町(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

中菅沢1号	水ノ目沢3号	花場	中菅沢	田町下丁	田町	水ノ目沢2号	水ノ目沢	水ノ目沢1号	山根1号	山根	細越町
仙北市角館町中菅沢(次の図のとおり)	仙北市角館町中菅沢(次の図のとおり)	仙北市角館町花場、上新町及び竹原町(次の図のとおり)	仙北市角館町中菅沢及び勝楽(次の図のとおり)	仙北市角館町田町下丁、中菅沢及び勝楽(次の図のとおり)	仙北市角館町田町上丁及び中菅沢(次の図のとおり)	仙北市角館町水ノ目沢、中菅沢及び田町上丁(次の図のとおり)	仙北市角館町水ノ目沢、花場、上新町及び外ノ山国有林(次の図のとおり)	仙北市角館町水ノ目沢及び外ノ山(次の図のとおり)	仙北市角館町山根町、裏町、東勝楽丁、横町、上新町、花場下、水ノ目沢、花場、五本松及び外ノ山国有林(次の図のとおり)	仙北市角館町山根町、細越町及び五本松(次の図のとおり)	とおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

水ノ目沢3	水ノ目沢	水ノ目沢2	角館沢4	角館沢3	角館沢2	角館沢1
仙北市角館町水ノ目沢、竹原町、中菅沢、上菅沢、西菅沢及び外ノ山（次の図のとおり）	仙北市角館町水ノ目沢、上新町、竹原町及び田町上丁（次の図のとおり）	仙北市角館町水ノ目沢、上新町、竹原町及び田町上丁（次の図のとおり）	仙北市角館町山根町、東勝楽丁、小人町、花場下及び外ノ山国有林（次の図のとおり）	仙北市角館町山根町、東勝楽丁、小人町及び外ノ山国有林（次の図のとおり）	仙北市角館町細越町、表町上丁、表町下丁、山根町、裏町及び五本松（次の図のとおり）	仙北市角館町細越町、表町上丁、五本松、裏町及び古城山（次の図のとおり）
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄